

中小企業信用保険法第二条第五項第五号の業種を指定する件

令和 2年 3月 6日 経済産業省告示第39号

施行：令和 2年 3月 6日

改正：なし

中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第二条第五項第五号の規定に基づき、同号の業種を次の表のとおり指定する。

番 号	業 種	指 定 期 間
-----	-----	---------

一	そう（惣）菜製造業	令和二年三月六日から令和二年三月三十一日まで
二	すし・弁当・調理パン製造業	
三	他に分類されない運輸に附帯するサービス業	
四	料理品小売業	
五	他に分類されないその他の小売業	
六	旅館、ホテル	
七	簡易宿所	
八	リゾートクラブ	
九	他に分類されない宿泊業	
十	食堂、レストラン（専門料理店を除く）	
十一	日本料理店	
十二	料亭	
十三	中華料理店	
十四	ラーメン店	
十五	焼肉店	
十六	その他の専門料理店	
十七	そば・うどん店	
十八	すし店	
十九	酒場、ビヤホール	
二十	バー、キャバレー、ナイトクラブ	
二十一	喫茶店	
二十二	ハンバーガー店	
二十三	お好み焼・焼きそば・たこ焼店	
二十四	他に分類されない飲食店	
二十五	持ち帰り飲食サービス業	
二十六	配達飲食サービス業	
二十七	エステティック業	
二十八	リラクゼーション業（手技を用いるもの）	
二十九	旅行業者代理業	
三十	劇場	

三十一	興行場	
三十二	劇団	
三十三	楽団、舞踏団	
三十四	演芸・スポーツ等興行団	
三十五	ボウリング場	
三十六	フィットネスクラブ	
三十七	遊園地（テーマパークを除く）	
三十八	テーマパーク	
三十九	ダンスホール	
四十	学習塾	
備考		
<p>1 この表に掲げる業種は、次のとおりとする。</p> <p>一 日本標準産業分類（平成二十五年総務省告示第四百五号）において分類された業種区分によるものとする。</p> <p>二 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号。以下「適正化法」という。）第二条第一項第一号から第三号までに規定するものについては、主として食事の提供を行うものに限る。</p> <p>三 適正化法第二条第一項第四号（マージャンクラブを除く。）及び第五号（ゲームセンター（スロットマシン場を除く。）を除く。）並びに同法第二条第五項に規定する営業を除く。</p> <p>2 指定期間とは、市町村長又は特別区長に対して特定中小企業者の認定を申請することができる期間をいう。</p>		

\*\*\*\*\*